

平成31年度

事業計画書

社会福祉法人 大口町社会福祉協議会

事業方針

超高齢・人口減少社会を迎え、誰もが安心して地域で暮らし続けるためには、在宅の医療・介護の充実だけでなく、それぞれの地域に合った方法で地域福祉活動をすすめて、「地域共生社会」を実現することが求められております。

「地域共生社会」とは、高齢者、障がい者、児童、ひとり親家庭、生活困窮者といった制度・分野ごとの縦割りや、「支え手」「受け手」という関係を超えて、人が世代や分野を超えてつながり、住民一人ひとりのくらしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。その実現には、住民と福祉関係者がともに地域住民の課題を「我が事」として受け止め、解決していく地域力が求められます。

昨年度事業化した住民参加型の生活支援「おたすけ隊サービス」は、制度の狭間の困りごとや複合的な生活課題を抱える住民のニーズに応じ、地域住民の力で解決するしくみのひとつとしてスタートしております。地域力の強化や「地域共生社会」の実現にもつながる地域福祉活動として、さらなる事業の充実に取り組んで参ります。

また、社会福祉協議会は、地域福祉と在宅介護サービスが揃う「ふくしの専門店」として、分野を問わずさまざまな相談を受け止め、ひとりの困りごとを解決するための生活支援・介護サービスから、ボランティアの支援、地域の絆と交流を育む居場所づくりの支援まで幅広い地域福祉活動を行い、この町のすべての人々の暮らしを支える組織となれるよう努力して参ります。

その実現に向けて、公益性と透明性の高い事業・組織の経営を行いながら、住民の皆様とともに歩む地域福祉の推進と親しまれる介護サービスの提供に努め、以下の諸事業を実施して参ります。

1. 社協組織の充実と会員の拡大

「地域福祉」とは、高齢になっても障がいをもってすべての人が、いままで大切にしてきた家族やつながり、地域との関係の中で暮らし続けていくことができるような地域社会を作っていくことです。

この地域福祉の推進を目的とする社会福祉協議会にとって、事業推進における自主財源確保は大変重要な役割を占めています。

- (1) 理事会、評議員会を開催し社協組織においての情報の共有を図り、社協組織全体での研修会を開催、地域福祉についての理解を深め事業推進に努める。
- (2) 会員の確保と拡大を推進し、事業実施に必要な自主財源増収に努める。

*会員募集 7月～8月

*会費金額

一般会員 500円・賛助会員 1,000円・法人会員 3,000円

2. 広報・啓発活動

町民の方々に対し、広報やホームページなどさまざまな媒体を通して社協情報を発信していきます。

- (1) 広報「社協だより」を年4回発行し情報提供の充実を図るとともに、「町広報」においても事業の啓発や案内を掲載し情報発信していく。
*発行月 4月・7月・10月・1月
- (2) 公式ホームページを常時開設し、見やすい社協をこころがけ事業を公表、事業の利用及び参加・協力を働きかけていく。
- (3) 視覚障がい者への音訳サークルによるカセットテープ・CDを利用した「声の広報」サービス、点訳サークルによる点訳サービス及びバリアフリー化支援ソフトを使用したホームページから福祉情報を発信する。
- (4) 大口町ふれあいまつりにおいて「ふくしわくわくランド」を開催し、ボランティア団体とともに福祉のPRと啓発に努める。

3. ボランティア活動の強化と拡大

ボランティアの拡大を図るとともに、行政、NPO、市民活動団体、企業等他の機関との連携を図れるようコーディネートしていきます。

- (1) 町内児童センター等においてボランティアサークルによる出前講座を行い、活動の紹介や福祉教育の推進に努める。
- (2) 各種養成講座を開催し、ボランティアの育成やグループの補強及び支援を図る。
- (3) ボランティアセンター運営委員会、ボランティア連絡協議会合同研修を開催し、近隣市町の情報の収集と共有を図りボランティア活動の拡充に努める。
- (4) 「社協だより」にボランティアコーナー「ボランティア情報局」を掲載し、情報を発信する。
- (5) ボランティア登録団体への活動育成費を助成する。
- (6) ボランティア連絡協議会定例会を年6回開催し、情報の発信とボランティア相互の交流及び共通のテーマについての活動を支援する。
- (7) ボランティア保険の加入及び事故時等の事務手続きを行う。
- (8) 町内企業と連携を図り協働事業を行う。
- (9) ボランティア派遣依頼の調整を行う。
- (10) 他市町村のボランティア・社協と共催して、西尾張ブロックボランティアフェスティバルを開催する。
- (11) 地域防災の一端（ボランティア対策部）を担う社協として、大規模災害に備え関連団体等との情報共有と連携強化に努める。
- (12) ボランティアセンター運営委員会を開催する。

4. 児童福祉

次世代育成としての子育て支援や小中学校での福祉教室、青少年ボランティア福祉体験学習事業を実施することにより、命の大切さや「ともに生きる」力を育みながら、福祉の課題に気づき、地域社会とのかかわり・交流の中から、地域の一員としての自覚が芽生えるよう事業を推進していきます。

- (1) 町内小中学校と協働し福祉教室（福祉実践教室・総合学習）を実施する。
- (2) 子育て支援サークルに助成する。
- (3) おもちゃ病院「おおぐち」の活動を支援する。
- (4) 視覚障がいのある子育て中の保護者に対し、検診等の情報を点訳・音訳し情報の提供を行う。

- (5) 青少年等ボランティア福祉体験学習事業を実施する。
- (6) 民生委員児童委員が行うドアノッキング事業に協力し、赤ちゃん訪問時のお祝品をプレゼントする。
- (7) 子育てサロン「まむ＊まむ」の活動を支援する。
- (8) 親子や家族で参加できる福祉教室等を企画し、家族で福祉について考える機会を提供する。

5. 高齢者福祉

高齢者にかかる地域課題について専門機関、福祉施設、行政、地域関係者との調整を図りながら、解決に向けた取組みを展開していきます。さらに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる「地域づくり」の推進や、要介護者に対する支援事業の拡大に努めていきます。

- (1) 民生委員児童委員、ボランティアの協力で85歳以上の単身高齢者・高齢者世帯を訪問し、おせち料理配布事業を実施する。
- (2) 88歳を迎える町内の在宅高齢者を対象として、米寿のお祝い品を贈る。
- (3) 100歳を迎える町内の在宅高齢者を対象として、百寿のお祝い品を贈る。
- (4) 介護者向け情報「介護豆知識」を広報「社協だより」に掲載し、情報発信する。
- (5) 弁護士による相談日を設ける。
- (6) 認知症の人やその家族の支援として、認知症カフェ「オレンジカフェ・大口」の運営を支援する。
- (7) 「介護者のつどい」を開催し、介護者同士の交流の場やりフレッシュできる機会を提供する。
- (8) 孤立しやすい高齢者等を含め、地域住民の交流の輪を広げる「地域ふれあい会食会」を支援する。

6. 障がい児者福祉

障がいがあってもいきいきと暮らしやすい地域にしていくことを目指し、専門家による相談事業の充実や外出支援、参加型事業の推進に努めていきます。

- (1) 大口町障がい者スポーツ大会運営委員会の企画運営で「障がい者スポーツ大会」を開催する。
- (2) 身体障がい者日帰り旅行を開催し、外出の機会を提供する。

- (3) 大口おもちゃ図書館「さくら」の活動を支援する。
- (4) 弁護士による相談日を設ける。
- (5) 大口町障害者等地域生活支援事業（移動支援事業）を受託する。
- (6) 精神障がい者等を対象とする「フリースペース れんげそう」の運営を支援する。
- (7) 福祉関係団体の障がい者スポーツの活動を支援する。

7. 母子父子福祉

ひとり親家庭対象の事業を実施し、生活課題や問題点について検討、相談事業の充実や教育における貸付事業の周知を図りながら、自立支援できる体制づくりを推進していきます。

- (1) ひとり親家庭夏休み日帰り旅行を開催し、親子のふれあいや親同士の交流の機会を提供する。
- (2) 母子家庭等に対する就業支援として「就業相談日」を月1回設ける。
- (3) 母子寡婦福祉会への活動支援及び会員拡大に努める。
- (4) 小学校、中学校、高等学校等入学のひとり親家庭を対象にお祝を贈る。
- (5) 母子寡婦福祉資金等貸付制度を紹介し生活を支援する。

8. ふれあいサロン事業

ふれあいサロンとは、ひとり暮らしや閉じこもりがちな高齢者、障がい者、子育て中の親子等が、地域住民やボランティアと一緒に、身近な場所で気軽に集まり、ふれあいを通して生きがいづくり、仲間づくりを行う活動です。

ふれあいサロン事業は、サロン立ち上げの支援や活動費に対する助成を行いながら、地域の見守り活動や地域の活性化につながるよう運営についての相談や支援を行っていきます。

- (1) サロン設立初年度においての備品助成を行う。
- (2) サロン開催実績回数に対し助成を行う。
- (3) サロン活動に必要な備品の貸出を行う。
- (4) サロンのPRや広報等ちらしを作成し活動を支援する。
- (5) 各サロンが一同に会し情報交換できる「ふれあいサロン連絡会」を開催する。
- (6) 地域サロンが開催する「地域ふれあい会食会」を支援する。
- (7) 出前形式のサロンを開催し、地域サロンの立ち上げを考える機会を提供する。

サロン一覧

| | 種別 | 名称 | 場所 | 開催日 | 設立 |
|----|----------|--------------------------|------------------------|-------------------------------|---------|
| 1 | 地域 | 外坪区 ほっこり | 外坪学共 | 第2第4水曜日 9:00~12:00 | H25年2月 |
| 2 | 地域 | 大屋敷新田地区 いっぷく茶屋 | 新田集会所 | 第1土曜日 9:30~11:30 | H25年4月 |
| 3 | 地域 | さつきヶ丘区 サロンさつき | さつきヶ丘 防災センター | 毎週水曜日 10:00~16:00 | H20年 |
| 4 | 地域 | 上小口萩島地区 ちゃちゃかい 茶々会 | 萩島集会場 | 第2土曜日 13:30~16:00 | H17年 |
| 5 | 地域 | さつきヶ丘区 げんきかい 元気会 | さつきヶ丘 防災センター | 第1金曜日 第3火曜日 13:00~15:30 | H20年 |
| 6 | 地域 | 河北区 陽だまり | 河北学供 仲沖集会場 二ツ屋学共 | 第2水曜日 9:30~11:30 | H27年7月 |
| 7 | 地域 | 大屋敷区 にこにこ | 大屋敷学共 | 第1第3水曜日 9:30~11:30 | H26年4月 |
| 8 | 地域 | 替地 ふれあいサロン | 替地集会場 | 第2日曜日、19日 9:00~12:00 | H28年4月 |
| 9 | 地域 | 豊田区 どんぐりころころ | 豊田学共 | 毎週金曜日 13:30~15:00 | H29年5月 |
| 10 | 障がい | れんげそう | 健康文化センター 4F 和室 | 第2第4木曜日 13:00~16:00 | H24年7月 |
| 11 | 傾聴 | わらおうかい 笑桜会 | 老人福祉センター 憩い処 さくら屋 | 第3火曜日 13:00~15:00 | H25年6月 |
| 12 | 子育て | まむ🍀まむ | 健康文化センター 2F おもちゃ図書館 | 毎週火曜日 10:00~12:00 | H25年4月 |
| 13 | 認知症 | オレンジ カフェ・大口 | 生きがい活動 支援センター | 第3木曜日 13:30~15:30 | H27年4月 |
| 14 | 障がい | 忘れな草の会 | 健康文化センター 2Fまたは4F | 第1第2水曜日 9:00~15:00 | H29年2月 |
| 15 | 介護 予防 | 青空あかり サロン | 大口ケアセンター あかり 2F | 第3水曜日 13:30~15:00 | H30年10月 |

9. 福祉関係団体の育成・助成

町内福祉団体や広域福祉団体に対し助成金を交付し事業の推進を図る。

| 団 体 名 | 金 額 |
|---------------|----------|
| 身体障害者福祉協会 | 450,000円 |
| 心身障害児（者）親の会 | 110,000円 |
| 更生保護女性会 | 10,000円 |
| 遺族会 | 380,000円 |
| 母子寡婦福祉会 | 80,000円 |
| 保護司会 | 10,000円 |
| 大口しらゆり会 | 40,000円 |
| 尾北地区聴覚障害者福祉協会 | 10,000円 |

10. 共同募金

共同募金運動への理解・協力を高めるため、募金の意義についての周知を図り、財源の充実と事業の拡大を進めていきます。

- (1) 大口町共同募金委員会運営委員会を年3回開催し、共同募金事業計画を策定しその推進を図る。
- (2) 共同募金配分金事業の推進と充実を図る。
- (3) 共同募金配分金事業を広くPRをし、協力事業所の拡大と住民の認識を高める。
- (4) 町内店舗、町民体育祭において協力団体による街頭募金を実施する。
- (5) 募金機能付自動販売機の設置推進を図り募金活動の普及に努める。
- (6) 災害復興義援金の窓口を設置し募集を行う。
- (7) 各行政区やふれあいサロン、福祉関係団体等からの申請に基づき共同募金2次配分金を交付し、地域活動の支援を行う。

1 1. 貸付事業

安定した生活を図るために、他の資金の借入れが困難な所得の低い世帯や、障がい者・高齢者の方を含む世帯にご利用いただく貸付事業を行います。

さらに、貸付世帯に対する貸付後の訪問や相談支援を行いながら、償還指導を包括的に行います。

(1) 生活福祉資金貸付制度

生活福祉資金調査委員会による審査後、愛知県社会福祉協議会へ申請する。

* 福祉資金

* 教育支援資金

* 総合支援資金

* 不動産担保型生活資金

(2) 県くらし資金（愛知県社会福祉協議会 原資 200,000 円）

(3) 町くらし資金（大口町社会福祉協議会 原資 2,000,000 円）

(4) 緊急一時支援

生活困窮者の緊急一時的な食糧不足に対し、民間団体（フードバンクや災害用備蓄品活用団体）と連携して食糧を提供する。行路人等への少額の資金支援を行う。

1 2. 相談事業

専門機関や専門知識を持つ相談員による相談窓口を開設し、日常生活の悩みごとや地域における問題解決のための相談を行います。

(1) 心配ごと相談所

* 第1水曜日・第3水曜日 午前10時から午後3時30分

県母子父子自立支援員による母子父子自立支援相談

県女性相談員による女性相談

* 第4水曜日 午後1時30分から4時30分

弁護士による高齢者や障がい者のための法律相談

(2) 総合福祉相談窓口常設

病気や障がい、認知症、生活困窮等、さまざまな理由により生じた日常生活の困りごとに関して、幅広く相談に応じる。

必要に応じて、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理や書類等の預かり等を行い、場合により日常生活自立支援事業へつなぐ対応も行う。

1 3. 日常生活自立支援事業

専門員による相談窓口を開設し、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行います。

- (1) 福祉サービス利用に関する相談・情報提供や手続きの支援
- (2) 日常的な金銭管理サービス
- (3) 書類や通帳等の預かりサービス

1 4. 貸出事業

町民、行政区、学校、企業などを対象に各種貸出サービスを行います。

目 的

地域コミュニティ・日常生活用具・外出支援・福祉教育・団体活動支援

- (1) 車椅子 (2) 松葉杖 (3) 福祉車両 (4) 綿菓子機
- (5) ポップコーン機 (6) 福祉教材(点字器・高齢者疑似体験セット・ビデオ)
- (7) スポーツ用具(ドッジビー・ボッチャ・ディスクゲッター等)

1 5. 在宅福祉サービス3事業所の経営

介護保険法や障害者総合支援法に基づく介護サービスのほか、独自サービスや行政からの委託事業などを実施し、在宅福祉を支えています。

- (1) 大口社協居宅介護支援事業所(介護、介護予防、介護予防・日常生活総合支援)
- (2) 大口社協訪問介護事業所(介護、介護予防・日常生活総合支援、障害福祉サービス、移動支援、独自)
- (3) 大口社協デイサービスセンター(介護、介護予防・日常生活総合支援、独自)
- (4) 毎月経営会議を開催し、経営強化に努める。
- (5) 介護職員への研修会や勉強会を開催し、スキルアップやサービスの質の向上に努める。

16. 防災・災害事業

防災・災害に関する啓発活動や、ボランティア団体等と協働し、災害救援や防災のノウハウを広めながら、町民の防災意識の高揚を図っていきます。

- (1) 大口町防災啓発事業を受託する。
 - * 防災・災害に関する研修等を開催し、地域の防災意識の高揚と、防災力の向上を図る。
 - * 防災・災害に関する講座及び訓練を実施し、ボランティアを養成する。
- (2) 地域の防災訓練において、各種訓練や講座等を実施する。
- (3) 岩手県遠野市社協との相互応援協定締結を活かした継続事業として、必要に応じ災害被災地へボランティアや職員を派遣し、復興支援活動や災害ボランティアセンターの運営等に当たる。
- (4) ボランティア団体とともに、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練等の災害を想定した訓練を実施する。
- (5) 広報「社協だより」や展示等を通じて防災・災害に関する情報を発信し、防災意識を啓発する。

17. 生活支援体制整備事業

大口町生活支援体制整備事業を受託し、生活支援コーディネーターとして、住民・関係団体・行政等の関係者の連携・協働を推進しつつ、地域に必要とされる通いの場や生活支援サービスの創出に向けた取り組みを行います。

社会福祉協議会ならではの視点を活かし、高齢者だけでなく障がい者や子育て世帯、生活困窮者世帯等の住民を含め、誰もが孤立せず、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、まるごと包み込みささえあう地域づくり、「地域共生社会」の実現を住民とともに考え進めます。

- (1) 地域で行われる話し合いの場に出向き、ふれあいサロンや生活支援サービス等の仕組みづくりを含めた見守り支え合う地域づくりを住民とともに考える。
- (2) 町の社会資源を把握するため、既存の団体や企業、地域拠点等の調査を行い、地域資源マップの情報を補強する。
- (3) 地域住民の誰もが参加できるふれあいサロン活動の拡大を推進する。
- (4) 住民参加型の生活支援「おたすけ隊サービス」について、人材育成研修や運営の体制整備等を行う。
- (5) 地域における高齢者・障がい者世帯等の生活支援のニーズと、「おたすけ隊」の

- 活動のマッチング・コーディネート等を行う。
- (6) 関係者間の情報共有、生活支援サービス提供主体間の連携の体制づくり等
 - (7) 生活支援サービス提供主体等が参画する定期的な情報共有・連携強化の場との連携・協働に関する業務
 - (8) 生活課題の解決につながる講座・研修を行う。

18. 顕彰・表彰事業

- (1) 行政との協働により大口町表彰式を開催し、福祉功労や家庭介護等の表彰を行う。
- (2) 愛知県社会福祉大会等の顕彰・表彰について、該当者の調査・推薦等を行う。

19. 福祉関連事業

- (1) 行政や関係機関より受任する役員・委員等として、各種会議・研修等に出席し、連携を図る。
- (2) 点字投票制度への協力を行う。
- (3) その他社会福祉事業に必要な事業を推進する。